佐賀県告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年3月25日

佐賀県知事 山 口 祥 義

h 11	/ . Lef.	
名称	所在地	廃止年月日
西谷歯科医院	佐賀市大和町大字尼寺 2573番	令和2年9月17日
	地	
みね内科循環器科	佐賀市高木瀬大字東高木 231-	令和3年5月31日
クリニック	2	
ひらつか歯科医院	鳥栖市宿町 1430 番地 6 号	令和3年11月1日
スマイル歯科	佐賀市北川副町江上 95-1	令和3年11月30日
株式会社ライフサ	佐賀市兵庫南二丁目4番22号	令和3年11月30日
ポート訪問看護ス		
テーションきぼう		
武富歯科医院	佐賀市金立町大字千布 3147番	令和3年12月28日
	地	
凌歯科医院	佐賀市松原三丁目4番7号	令和3年12月31日
のぞみ薬局	多久市東多久町大字別府 4162	令和3年12月31日
	番 5	
藤﨑医院	杵島郡江北町大字山口 3396番	令和3年12月31日
	地	
アルナ薬局江北店	杵島郡江北町大字山口 3399-	令和3年12月31日
	7	